

(令和7年12月1日現在)

# 白井市

(限定特定行政庁)

所管事務所	印旛土木事務所
所在地	佐倉市鎗木仲田町 8-1
電話番号	043-483-1141

※当資料のデータはこちらから

県ホームページ«「建築調査べんり帳」について»

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/jigyousha/benrichou.html>



## 建築調査べんり帳

### 1 適用される条例等

法	条例等
建築基準法等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <a href="#">千葉県建築基準法施行条例</a> (参考: <a href="#">千葉県建築基準法施行条例とその解説</a>)</li><li>・ <a href="#">千葉県建築基準法施行細則</a></li><li>・ <a href="#">千葉県建築基準法令関係取扱基準集</a></li><li>・ <a href="#">白井市建築基準法施行細則</a> (※)</li><li>・ <a href="#">白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</a></li></ul>
都市計画法等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <a href="#">白井市都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則</a></li><li>・ <a href="#">白井市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例</a></li><li>・ <a href="#">白井市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例施行規則</a></li><li>・ <a href="#">白井市都市計画法に基づく市街化調整区域内の立地基準に関する条例</a></li><li>・ <a href="#">白井市都市計画法に基づく市街化調整区域内の立地基準に関する条例施行規則</a></li></ul>
盛土規制法等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <a href="#">千葉県宅地造成等規制法施行細則</a></li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <a href="#">千葉県福祉のまちづくり条例</a> (届出については<a href="#">こちら</a>)</li><li>・ <a href="#">千葉県屋外広告物条例</a></li><li>・ <a href="#">白井市まちづくり条例</a> (手続きについては<a href="#">こちら</a>)</li><li>・ <a href="#">白井市まちづくり条例施行規則</a></li><li>・ <a href="#">白井市開発事業指導基準</a></li></ul>

※ 建築基準法第97条の2第1項、第2項及び第5項の規定により建築主事、建築副主事及び市長が行う事務について適用する。

## 2 区域・地区等の指定等の状況（代表的なもの）

法	区域・地区等の名称	区域・地区等の詳細
建築基準法等 (※1)	法第6条第1項第3号指定区域 ※都市計画区域外においても建築確認申請の手続きが必要な区域として千葉県知事が指定した区域	—
	法第22条指定区域 ※特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域	あり（白井市全域（準防火地域を除く。））
	建築協定	—
	災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域（※3））	あり
	リゾート構想特定区域	—
都市計画法等 (※2)	都市計画区域	あり（白井市全域）
	市街化区域 市街化調整区域	あり（白井市全域）
	用途地域	あり
	防火地域	—
	準防火地域	あり
	高度地区	あり
	高度利用地区	—
	特別用途地区	—
	特定用途制限地域	—
	地区計画	<a href="#">あり</a>
	生産緑地地区	<a href="#">あり</a>
	臨港地区	—
	風致地区	—
航空機騒音障害防止地区等	—	
盛土規制法等	宅地造成等工事規制区域	<a href="#">あり</a> （白井市全域）
その他	自然環境保全地域	—
	自然公園	—

＜補足＞上表以外の法令に基づく区域の詳細は、各法令を所管する機関にお問い合わせください。

※1 対象地が区域内であるかなどの詳細は、各市町村のホームページや窓口等又は所管する土木事務所の窓口等で確認してください。

※2 対象地が区域内であるかなどの詳細は、各リンク先、市町村が発行する都市計画図又は市町村の窓口で確認してください。

※3 敷地が土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域等に含まれるかは「[ちば情報マップ](#)」で確認することができます。

### 3 区域・地区等の規制等

法	規制等の名称	規制等の詳細
建築基準法等	斜線制限（道路斜線、隣地斜線、北側斜線）、日影規制、絶対高さ制限、外壁の後退距離	別表「 <a href="#">建築物の高さの制限等</a> 」参照
	がけの制限	がけ（水平面に対しなす角 30 度を超える硬岩盤以外の斜面で高さが 2m を超えるものをいいます。以下同じ。）付近には、構造耐力上安全な擁壁が設置されていることや、がけの崩壊のおそれがない場合などを除き、住宅など居室を有する建築物を建築することはできません。詳細は、「 <a href="#">千葉県建築基準法施行条例とその解説 p5・がけ付近の建築物の敷地等</a> 」をご覧ください。なお、制限を生じるがけは個別に指定するものではありませんので、該当するがけの有無等は、現地確認等により設計者等が判断する必要があります。
都市計画法等	開発行為等の規制	建築物の建築などを目的とした土地の区画形質の変更（切土や盛土、農地転用など）がある場合は、その規模によって、都市計画法の規定による開発許可が必要になる場合があります。（500 m <sup>2</sup> 以上の開発行為などの行為を行う場合は、別途、白井市まちづくり条例の規定による事前協議を実施する必要があります。）詳細は「 <a href="#">都市計画法における開発許可制度について</a> 」「 <a href="#">まちづくり条例に基づく開発事業について</a> 」をご覧ください。
	航空機騒音障害防止地区等内の制限等	—
盛土規制法等	宅地造成等工事規制区域内の規制	以下の行為を行う場合許可が必要です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 盛土で高さが 1m 超の崖（30 度を超える斜面、以下同じ）を生ずるもの</li> <li>(2) 切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの</li> <li>(3) 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生ずるもの</li> <li>(4) 盛土で高さが 2m 超となるもの</li> <li>(5) 盛土又は切土をする土地の面積が 500 m<sup>2</sup>超かつ、盛土又は切土する前後の地盤面の標高差が一部でも 30cm 超となるもの</li> <li>(6) 最大時に堆積する土石の高さが 2m 超かつ面積が 300 m<sup>2</sup>超となるもの</li> <li>(7) 最大時に堆積する土石の面積が 500 m<sup>2</sup>超かつ、地盤面と土砂との標高差が一部でも 30cm 超となるもの</li> </ul> </div> 詳細は「 <a href="#">宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）</a> 」をご覧ください。
その他	自然環境保全地域内の行為規制	—
	自然公園内の規制	—

#### 4 設計に用いる諸条件・緩和等

法	諸条件・緩和等の名称	諸条件・緩和等の詳細						
建築基準法等	垂直積雪量	30cm (千葉県建築基準法施行細則 第 16 条の 2)						
	地表面粗度区分	Ⅲ (H12 建設省告示 1454 号第 1) ※ 特定行政庁が規則で定める区域はありませんので、対象地の海岸線又は湖岸線までの距離並びに建築物の高さに応じⅡ又はⅢを選択してください。 ※ 安全側の検討として、区分Ⅱを適用することは支障ありません。						
	基準風速 (V <sub>0</sub> )	34m/s (H12 建設省告示 1454 号第 2)						
	凍結深度 (cm)	—						
	角地緩和 (建蔽率の緩和)	敷地の周長の 1/3 以上が道路又は公園等に接し、以下のいずれかに該当する場合、建蔽率に+10%。(千葉県建築基準法施行細則 第 16 条) ① 幅員が 4m 以上の 2 の道路でその幅員の合計が 10m 以上の道路が内角 120 度以内で交わる角地 ② 建築物の敷地に接する道路の反対側又は敷地に接して公園等があり、①に準ずると認められるもの ※ 2 つの道路に挟まれた敷地における緩和はありません。 ※ 地区計画等により建蔽率の制限等がある場合があります。						
	設計に用いる緯度経度	日影図の作成など、設計に用いる緯度経度は、当該敷地の緯度経度を活用してください。						
その他	省エネ基準	地域に応じ以下のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>告示別表第 10 で定める地域の区分</td> <td>6 地域</td> </tr> <tr> <td>年間の日射地域区分</td> <td>A3 区分</td> </tr> <tr> <td>暖房期の日射地域区分</td> <td>H3 区分</td> </tr> </table>	告示別表第 10 で定める地域の区分	6 地域	年間の日射地域区分	A3 区分	暖房期の日射地域区分	H3 区分
告示別表第 10 で定める地域の区分	6 地域							
年間の日射地域区分	A3 区分							
暖房期の日射地域区分	H3 区分							

#### 5 その他の諸注意等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、雨水排水は宅内での処理となるため、必要に応じて浸透枳の設置を行って下さい。</li> <li>・白井市内の下水道処理区域以外の区域では、合併処理浄化槽の設置などにより汚水（トイレの排水）及び雑排水を処理する必要があります。</li> <li>・都市計画区域指定年月日は昭和 41 年 12 月 27 日です。</li> <li>・市街化区域と市街化調整区域との線引きの日は昭和 45 年 7 月 31 日です。</li> <li>・急傾斜地崩壊危険区域に関することは、印旛土木事務所管理課までお問い合わせください。</li> <li>・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に関することは、印旛土木事務所調整課までお問い合わせください。</li> </ul>
---

## 6 手続き等に係る窓口

法	主な手続き等	窓口																																															
建築基準法等	確認申請・検査、建築工事届・除却届、建築台帳記載証明、建築計画概要書等の写しの交付	◎建築物等の区分に応じ以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建築物等の区分</th> <th>窓口（審査庁）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建築物</td> <td>5階以上又は床面積2000㎡超</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>4階以下かつ床面積2000㎡以下</td> <td>印旛土木事務所建築課</td> </tr> <tr> <td>木造の場合、地階を除く階数が2以下の建築物で、延べ面積300㎡以下かつ高さ16m以下 ※法6条1項1号を除く。 木造以外の場合、平屋で延べ面積200㎡以下</td> <td>白井市建築宅地課（※1）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建築設備</td> <td>昇降機、ホームエレベーター及び小荷物専用昇降機（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>木造2階建ての建築物で、延べ面積300㎡以下かつ高さ16m以下に設置するもの（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）</td> <td>白井市建築宅地課（※1）</td> </tr> <tr> <td>小荷物専用昇降機、ホームエレベーターのうち審査庁が優先機関となる建築物に設置するもの（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）</td> <td>印旛土木事務所建築課</td> </tr> <tr> <td>空調・排煙等の設備（建築基準法施行令第146条該当）</td> <td>建築物を審査する行政庁と同じ</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">工作物</td> <td rowspan="3">煙突</td> <td>23m &lt; H</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>10m &lt; H ≤ 23m</td> <td>印旛土木事務所建築課</td> </tr> <tr> <td>6m &lt; H ≤ 10m</td> <td>白井市建築宅地課（※2）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広告板、広告塔、装飾塔、記念塔その他</td> <td>10m &lt; H</td> <td>印旛土木事務所建築課</td> </tr> <tr> <td>4m &lt; H ≤ 10m</td> <td>白井市建築宅地課（※2）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">擁壁</td> <td>5m &lt; H</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>3m &lt; H ≤ 5m</td> <td>印旛土木事務所建築課</td> </tr> <tr> <td>2m &lt; H ≤ 3m</td> <td>白井市建築宅地課（※2）</td> </tr> <tr> <td>RC柱、鉄柱、木柱その他（15m &lt; H）</td> <td>印旛土木事務所建築課</td> </tr> <tr> <td>高架水槽、サイロ、物見塔その他（8m &lt; H）</td> <td>印旛土木事務所建築課</td> </tr> <tr> <td>観光のための乗用エレベーター等及び遊戯施設（令138条2項）</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>準用工作物（令138条4項）</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> </tbody> </table>	建築物等の区分		窓口（審査庁）	建築物	5階以上又は床面積2000㎡超	千葉県庁建築指導課	4階以下かつ床面積2000㎡以下	印旛土木事務所建築課	木造の場合、地階を除く階数が2以下の建築物で、延べ面積300㎡以下かつ高さ16m以下 ※法6条1項1号を除く。 木造以外の場合、平屋で延べ面積200㎡以下	白井市建築宅地課（※1）	建築設備	昇降機、ホームエレベーター及び小荷物専用昇降機（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）	千葉県庁建築指導課	木造2階建ての建築物で、延べ面積300㎡以下かつ高さ16m以下に設置するもの（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）	白井市建築宅地課（※1）	小荷物専用昇降機、ホームエレベーターのうち審査庁が優先機関となる建築物に設置するもの（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）	印旛土木事務所建築課	空調・排煙等の設備（建築基準法施行令第146条該当）	建築物を審査する行政庁と同じ	工作物	煙突	23m < H	千葉県庁建築指導課	10m < H ≤ 23m	印旛土木事務所建築課	6m < H ≤ 10m	白井市建築宅地課（※2）	広告板、広告塔、装飾塔、記念塔その他	10m < H	印旛土木事務所建築課	4m < H ≤ 10m	白井市建築宅地課（※2）	擁壁	5m < H	千葉県庁建築指導課	3m < H ≤ 5m	印旛土木事務所建築課	2m < H ≤ 3m	白井市建築宅地課（※2）	RC柱、鉄柱、木柱その他（15m < H）	印旛土木事務所建築課	高架水槽、サイロ、物見塔その他（8m < H）	印旛土木事務所建築課	観光のための乗用エレベーター等及び遊戯施設（令138条2項）	千葉県庁建築指導課	準用工作物（令138条4項）	千葉県庁建築指導課
		建築物等の区分		窓口（審査庁）																																													
		建築物	5階以上又は床面積2000㎡超	千葉県庁建築指導課																																													
			4階以下かつ床面積2000㎡以下	印旛土木事務所建築課																																													
木造の場合、地階を除く階数が2以下の建築物で、延べ面積300㎡以下かつ高さ16m以下 ※法6条1項1号を除く。 木造以外の場合、平屋で延べ面積200㎡以下	白井市建築宅地課（※1）																																																
建築設備	昇降機、ホームエレベーター及び小荷物専用昇降機（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）	千葉県庁建築指導課																																															
	木造2階建ての建築物で、延べ面積300㎡以下かつ高さ16m以下に設置するもの（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）	白井市建築宅地課（※1）																																															
	小荷物専用昇降機、ホームエレベーターのうち審査庁が優先機関となる建築物に設置するもの（ホームエレベーターのうち、※3を除く。）	印旛土木事務所建築課																																															
	空調・排煙等の設備（建築基準法施行令第146条該当）	建築物を審査する行政庁と同じ																																															
工作物	煙突	23m < H	千葉県庁建築指導課																																														
		10m < H ≤ 23m	印旛土木事務所建築課																																														
		6m < H ≤ 10m	白井市建築宅地課（※2）																																														
	広告板、広告塔、装飾塔、記念塔その他	10m < H	印旛土木事務所建築課																																														
		4m < H ≤ 10m	白井市建築宅地課（※2）																																														
	擁壁	5m < H	千葉県庁建築指導課																																														
		3m < H ≤ 5m	印旛土木事務所建築課																																														
		2m < H ≤ 3m	白井市建築宅地課（※2）																																														
	RC柱、鉄柱、木柱その他（15m < H）	印旛土木事務所建築課																																															
	高架水槽、サイロ、物見塔その他（8m < H）	印旛土木事務所建築課																																															
観光のための乗用エレベーター等及び遊戯施設（令138条2項）	千葉県庁建築指導課																																																
準用工作物（令138条4項）	千葉県庁建築指導課																																																
道路種別の確認等 （道路位置指定含む）	白井市建築宅地課 ※指定道路のうち、法第42条第1項第4号道路のみ「 <a href="#">建築基準法による指定道路情報について</a> 」にて公表しています。																																																
建築協定の確認等	白井市建築宅地課																																																
都市計画法等	開発行為等の許可等	◎開発行為の規模に応じ以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>規模</th> <th>窓口（審査庁）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">都市計画区域</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>500㎡以上</td> <td>白井市建築宅地課</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>原則全て</td> <td>白井市建築宅地課</td> </tr> </tbody> </table>	区域	規模	窓口（審査庁）	都市計画区域			市街化区域	500㎡以上	白井市建築宅地課	市街化調整区域	原則全て	白井市建築宅地課																																			
		区域	規模	窓口（審査庁）																																													
		都市計画区域																																															
市街化区域	500㎡以上	白井市建築宅地課																																															
市街化調整区域	原則全て	白井市建築宅地課																																															
＜白井市まちづくり条例に基づく事前協議の規定による事前協議＞ 白井市建築宅地課																																																	
市街化調整区域内への建築に係る相談	白井市建築宅地課 ※市街化調整区域内では、建築物などの新築(建設)、改築及び用途の変更は、特定の場合を除き制限されています。建築物などの新築(建設)、改築及び用途の変更を行う場合は、事前にご相談ください。																																																

	地区計画等に係る相談等	白井市都市計画課 ※地区整備計画が決定されている地区では、建築物や工作物の建築（新築、増築、移築）、土地の区画形質の変更（土地の盛土や敷地変更）などの行為を行う場合には、法第58条の2の規定により、その行為の内容を届出する必要があります。										
盛土規制法等	宅地造成等工事規制区域の許可等	盛土等を行う土地の面積等により窓口が異なります。詳細は、 <a href="#">宅地安全課ホームページ</a> をご確認ください。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土等を行う土地の面積が1ha以上の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象となるものを除く）</td> <td>千葉県庁宅地安全課</td> </tr> <tr> <td>盛土等を行う土地の面積が1ha未満の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象となるものを除く）</td> <td>印旛地域振興事務所地域環境保全課</td> </tr> <tr> <td>開発区域面積が1ha以上の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象にあたるもの）</td> <td>千葉県庁宅地安全課</td> </tr> <tr> <td>開発区域面積が1ha未満の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象にあたるもの）</td> <td>白井市建築宅地課</td> </tr> </tbody> </table>	区分	窓口	盛土等を行う土地の面積が1ha以上の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象となるものを除く）	千葉県庁宅地安全課	盛土等を行う土地の面積が1ha未満の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象となるものを除く）	印旛地域振興事務所地域環境保全課	開発区域面積が1ha以上の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象にあたるもの）	千葉県庁宅地安全課	開発区域面積が1ha未満の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象にあたるもの）	白井市建築宅地課
		区分	窓口									
		盛土等を行う土地の面積が1ha以上の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象となるものを除く）	千葉県庁宅地安全課									
		盛土等を行う土地の面積が1ha未満の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象となるものを除く）	印旛地域振興事務所地域環境保全課									
開発区域面積が1ha以上の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象にあたるもの）	千葉県庁宅地安全課											
開発区域面積が1ha未満の宅地造成等に関する工事（開発許可等の対象にあたるもの）	白井市建築宅地課											
その他	建築物省エネ法の申請等	◎建築物等の区分に応じ以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物等の区分</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5階以上又は床面積2000㎡超</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>4階以下かつ床面積2000㎡以下</td> <td>印旛土木事務所建築課</td> </tr> <tr> <td>木造の場合、地階を除く階数が2以下の建築物で、延べ面積300㎡以下※かつ高さ16m以下 ※法6条1項1号を除く。 木造以外の場合、平屋で延べ面積200㎡以下</td> <td>白井市建築宅地課</td> </tr> </tbody> </table>	建築物等の区分	窓口	5階以上又は床面積2000㎡超	千葉県庁建築指導課	4階以下かつ床面積2000㎡以下	印旛土木事務所建築課	木造の場合、地階を除く階数が2以下の建築物で、延べ面積300㎡以下※かつ高さ16m以下 ※法6条1項1号を除く。 木造以外の場合、平屋で延べ面積200㎡以下	白井市建築宅地課		
	建築物等の区分	窓口										
	5階以上又は床面積2000㎡超	千葉県庁建築指導課										
	4階以下かつ床面積2000㎡以下	印旛土木事務所建築課										
	木造の場合、地階を除く階数が2以下の建築物で、延べ面積300㎡以下※かつ高さ16m以下 ※法6条1項1号を除く。 木造以外の場合、平屋で延べ面積200㎡以下	白井市建築宅地課										
	福祉のまちづくり条例の届出等	◎建築物等の区分に応じ以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物等の区分</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5階以上又は床面積2000㎡超</td> <td>千葉県庁建築指導課</td> </tr> <tr> <td>4階以下かつ床面積2000㎡以下</td> <td>印旛土木事務所建築課</td> </tr> </tbody> </table>	建築物等の区分	窓口	5階以上又は床面積2000㎡超	千葉県庁建築指導課	4階以下かつ床面積2000㎡以下	印旛土木事務所建築課				
	建築物等の区分	窓口										
	5階以上又は床面積2000㎡超	千葉県庁建築指導課										
	4階以下かつ床面積2000㎡以下	印旛土木事務所建築課										
	中高層建築物指導要綱の手続き等	<白井市まちづくり条例に基づく事前協議の規定による事前協議> 白井市都市計画課										
景観条例の届出等	白井市都市計画課											
都市再生特別措置法の立地適正化計画に関する届出等	白井市都市計画課											
特定都市河川浸水被害対策法の許可等	—											
屋外広告物法の許可等	白井市都市計画課											
消防法の届出等	印西地区消防組合消防本部予防課											

## 別表 建築物の高さの制限等〔白井市〕

用途地域	高度地区 注2	容積率 注3	建蔽率	道路斜線制限 L <sub>1</sub> =前面道路の 反対側の境界線 からの水平距離		隣地斜線制限 L <sub>2</sub> =当該部分から 隣地境界線ま での水平距離		北側斜線制限 L <sub>3</sub> =当該部分か ら隣地境界線ま での真北方向の 水平距離注4		日影規制 L <sub>4</sub> =敷地境界線からの水平距離				外壁 の後退 距離	絶対 高さの 制限	備考
				高さ	範囲	基準 高さ	勾配 高さ	基準 高さ	勾配 高さ	対象 注1	平均地盤 面からの 高さ	5m< L <sub>4</sub> ≤10m	10m<L <sub>4</sub>			
第一種低層住居専用地域	—	80% 100% 150%	40% 50% 80%	1.25L <sub>1</sub>	20m	—	—	5m	1.25L <sub>3</sub>	①	1.5m	3h 4h 4h	2h 2.5h 2.5h	—	10m	
第二種低層住居専用地域																
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種 上記以外	200%	60%	1.25 L <sub>1</sub>	20m	—	—	—	—	②	4m	3h 4h	2h 2.5h	—	—	
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	第一種 第二種 上記以外	200%	60%	1.25 L <sub>1</sub>	20m	20m	1.25L <sub>2</sub>	—	—	②	4m	4h 4h 5h	2.5h 2.5h 3h	—	—	
田園住居地域																
近隣商業地域	—	200%	80%	1.5 L <sub>1</sub>	20m	31m	2.5L <sub>2</sub>	—	—	—	—	—	—	—	—	
商業地域																
準工業地域	第一種 第二種	200%	60%	1.5 L <sub>1</sub>	20m	31m	2.5L <sub>2</sub>	—	—	②	4m	4h 5h	2.5h 3h	—	—	
工業地域	—	200%	60%	1.5 L <sub>1</sub>	20m	31m	2.5L <sub>2</sub>	—	—	—	—	—	—	—	—	
工業専用地域	—	200%	60%	1.5 L <sub>1</sub>	20m	31m	2.5L <sub>2</sub>	—	—	—	—	—	—	—	—	
用途地域の指定なし	—	200%	60%	1.5 L <sub>1</sub>	20m	20m	1.25L <sub>2</sub>	—	—	—	—	—	—	—	—	
都市計画区域外																
法6条3号指定区域																

注1 日影規制の制限を受ける建築物

- ① 軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物  
 ② 高さが10mを超える建築物  
 ③ 延べ面積が500㎡を超え、かつ、高さが13mを超える建築物

注2 高度地区

第一種：建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下であり、かつ、当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とすること。

第二種：建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの以下であり、かつ、当該水平距離から8mを減じたものに0.6を乗じて得たものに20mを加えたもの以下とすること。

注3 前面道路の幅員による容積率（前面道路の幅員が12m未満の場合に適用し、上記の指定容積率といずれか厳しい方の制限に従う）

前面道路の幅員×4/10：第一種低層住居専用地域～田園住居地域

前面道路の幅員×6/10：近隣商業地域～無指定地域

注4 1種中高層住専・2種中高層住専地域で法56条の2に基づく日影規制の対象区域には適用されません。

※ 上表以外に地区計画等により制限等がある場合があります。

※ 対象地の用途地域、容積率及び建蔽率は都市計画図を参照してください。

※ 用途地域の指定なし区域の容積率、建蔽率及び各斜線制限については、特定行政庁の指定によるため、窓口にてご確認ください。